

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

公益社団法人福岡県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

S15065, 07-029

③施設の情報

名称：清心慈愛園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：平田哲男	定員（利用人数）：60名	
所在地：福岡県三井郡大刀洗町大字山隈 377 番地		
TEL：0942-77-1538	ホームページ http://www.jiaikai-fuk.or.jp	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和 25 年 4 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 慈愛会		
職員数	常勤職員：36名	非常勤職員：5名
専門職員	社会福祉士：7名	看護師：1名
	臨床心理士：1名	管理栄養士：1名
	調理師：4名	保育士：12名
		准看護師：1名
居室・設備の概要	(居室数) 28室	(設備等)
	小学生居室 10部屋	食堂・医務室・静養室・学習室(2部屋)・会議室・地域交流施設・職員室・事務室・幼児寝室
	中高生居室 14部屋	
	ティルーム1：2部屋	
ティルーム2：2部屋		

④理念・基本方針

(1) 理念

私たち一人ひとは、愛される者として存在している。私たちは、利用者一人ひとりを大切な独自の存在として尊重しなければならない。それは、利用者にかかわる職員が、先ず心を開いて自分を在るがままに受け入れ、生命を与えられたことに感謝し、同時にお互いを一人の大切な人として認め合うことから始まる。私たちは、ひとりの人から、ひとりの人へという触れ合いを、何よりも大切にしたい。

(2) 基本方針

児童福祉法の一部を改正する法律が平成 28 年 5 月 27 日に成立（同年 6 月 3 日公布）し、全ての児童が健全に育成されるよう児童福祉法の理念が明確化されました。これは平成 6 年（1994）に日本が「子どもの権利条約」を批准して以降初めて、児童が適切な

養育を受ける権利、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが定められました。他の児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援（同年10月1日施行、平成29年4月1日公布・施行を含む）も踏まえ「新たな子ども家庭福祉」の構築・実現に向けた制度改革が検討されています。また国・地方自治体の責務として、「家庭と同様の養育環境」の推進等も明記されています。

清心慈愛園においても、生活単位の小規模化、養育の連続性及び児童の権利擁護について検討・研修を重ねてきています。子どもにとって施設で生活することとは？、安全・安心して生活するとはどういうことか？など、子ども主体の生活を考え、子どもが心身ともに安心と思える環境作り、そこに携わる職員一人ひとりが子どもの葛藤、憤り、苦悩等を共感し、寄り添える人であるために何が必要なのか、何を考えなければならないのか、アセスメントの充実と子ども一人ひとりにあった支援の向上に努めていきたいと考えています。

今年度は、2回目の第三者評価受審を計画しています。前回（平成26年度）から3年、これまでの改善課題等に対する取り組みの確認と今後の更なる養育の質の向上のための機会にしたいと考えています。

また、平成33年度の清心乳児院との合同全面改築へ向けて、家庭と同様の環境における養育の推進を実現するために、「地域と共に」子育て支援の拠点及び全世代・全対象型地域包括支援体制の構想について、清心乳児園・聖ヨゼフ園（大刀洗地区将来構想委員会）と協働して検討を継続していきます。

歩夢ホーム（地域小規模児童養護施設）についても、地域から必要とされる存在として、また小規模の特性を活かして地域住民、学校と更なる協力体制を構築しながら取り組んでいきたいと考えています。

⑤施設の特徴的な取組

○法人の将来構想が中・長期計画の慈愛会ビジョン2020に明確にされ、その実現に向け大刀洗地区3施設合同で取り組まれています。

誰もが支えあう地域の構想に向けた福祉サービスの実現のために、地域子育て事業、子育て短期支援事業、ふくおかライフレスキュー事業、フォスタリング・チェンジ・プログラム（里親支援プログラム）が行われています。

○人事考課制度が定着し、キャリアパス評価シートで個人の目標が明確になり、フィードバックシートを活用した面接で職員の意向も確認され、職員の働く意欲向上につながっています。

○法人内の各施設が連携し委員会や会議が行われ、包括的な研修計画が作成されることで、人材育成と養育・支援の向上につながっています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 29 年 5 月 1 日（契約日） ～ 平成 30 年 1 月 29 日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	1 回（平成 26 年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

○福祉人材の確保と育成について

福祉サービスの質の向上のため、必要な福祉人材の確保と育成の方針が明確にされています。福祉専門職の資格取得への支援が組織的に行われており、職員の働く意欲につながっています。

○人事考課制度について

人事考課制度は職員に会議や研修で周知し、評価者研修も実施されています。キャリアパス評価シートで個人の目標が明確になり、フィードバックシートを活用した面接が行われ、職員の意向や目標が組み込まれることで、職員の働く意欲につながっています。

○子ども本位の養育・支援について

職員が法人内他施設へ出向する仕組みがあり入所児童について多くの職員が関わりの中で理解する仕組みがあります。入所児童との様々な接触と観察、話し合いの場を通して、自己肯定感の獲得と強化を基本にした養育が実施されています。

○養育・支援の質の確保について

養育・支援に関するマニュアルは整備され、キャリアデザインハンドブック（法人の理念、期待する職員像、人事考課や研修の目的などを綴っている）とファイル（マニュアルを含む業務の必携書類綴り）を法人全職員に配布しており、職員は自身の言動を、法人の理念・基本指針に照らし合わせ検証することができ、様々な状況に直面する中でも共通の理解に立って業務に取り組むことが出来ています。

○食生活について

食事に関する子どもの嗜好やアレルギーなど食事ファイルとして整備され、その活用により全職員が全入所児の食事に関する情報を共有しています。食事ファイルは子どもの顔写真で整理されているため、職員にとって理解し易いものとなっています。

○職場実習や職場体験について

職場体験のためアルバイトを奨励し、ボランティア団体の活用で職場体験する機会を作っています。施設の支援団体である「TATSUMI の会」の支援を得て、職場見学・体験が提供され、20ヶ所を超す職場から子どもが選択して実施しています。

○アセスメントに基づく支援計画について

施設独自のアセスメントツールを利用し、アセスメント票と児童自立支援計画票には子どもの状況や保護者の状況、児童相談所の役割など詳しく記載され、子どもの具体的なニーズが反映されています。

○記録について

自立支援計画に基づいた記録は園—SIEN（施設管理業務ソフト）やケース記録に記載され、部署会議や職員会議で職員間の共有がされています。記録の内容に職員間の差異が生じないように、新任研修や養育研修の中で記録の勉強会が行われています。

◇改善を求められる点

○子どもが意見を述べやすい環境について

意見箱が中傷的な意見が多いことや、子どもが原因で壊れたなどの理由で設置されていません。幅広い子どもの意見を聞くために意見箱の活用の工夫を期待します。

○安心安全の養育・支援の為に

子どもの安心・安全の確保には、養育マニュアルやリスクマネジメントの体制が構築され取り組まれています。しかし、子どもが自由に出入りする洗面所に漂白剤が置いてありました。事故を未然に防ぐために適正な管理が望まれます。

○被措置児童等虐待の届出、通告について

被措置児童虐待対応マニュアルで届出、通告制度について明確にされ職員に周知されていますが、子どもへの周知が不十分です。子ども自ら訴えができるような取り組みの工夫を期待します。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

3年前に第三者評価の受審をしてから、当施設としてもその評価を分析し、改善に向けての取り組みを行ってきました。

今回の評価は、私たちの取り組みを評価していただいたと実感しています。

しかし、まだまだ完全ではなく、改善すべき点も指摘していただいています。

私達も現状に満足するのではなく、施設として話し合いを行い、更なる改善に取り組んでいきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 41 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○理念や基本方針はホームページやパンフレット、事業計画などに記載され法人の目指す方向が明文化されています。 ○職員へは全員に配布しているキャリアデザインハンドブック、職員会議で説明し周知されています。 ○子どもには子ども会議や年度初めに説明していますが、説明用の資料までは作成されていません。子どもや保護者に分かりやすく説明するための資料を作成するなどの工夫を期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ○法人全体で福祉の動向、地域の福祉計画の動向など把握、分析し、中・長期計画に反映しています。 ○分析した結果は事業計画の経営方針に明記されています。実際に地域の福祉動向として里親で対応できない発達障害の子どもが増加しているため、それらに対応するために中・長期計画などの見直しが行われています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> ○法人全体で経営環境や組織体制、人材育成、財務状況などについて取り組み、施設の取り組みに生かされています。 ○職員には法人全体の会議や施設内の会議で説明し周知されています。 ○外部評価を受け、その結果はホームページに公表し施設全体で改善に取り組む体制があります。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画「慈愛会ビジョン2020」が策定され、理念や基本方針の実現に向けた計画が明確になっています。</p> <p>○中・長期計画は地域の福祉ニーズ実現のため、定期的に見直しが行われ収支計画も策定されています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画の策定の手順は、中・長期計画、法人の経営方針、施設の方針の流れが定着しており、中・長期計画を踏まえた実現可能な計画が策定されています。</p> <p>○法人、施設の経営方針や基本方針を達成するための具体的な計画となっており、前年度の反省が反映され、実施のための具体的な内容になっています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>○法人の運営方針、基本方針、養育方針をもとに各棟の目標を設定し、具体的な取り組みを行うという流れがあるため、事業計画は担当部署で検討し職員参画のもと策定する仕組みができています。</p> <p>○事業計画は職員全員に配布されているハンドブックに記載され、職員会議や研修などで周知されています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○事業計画は、子どもには子ども会議などで説明しています。</p> <p>○子どもや保護者などへの分かりやすい資料の作成は行っていません。分かりやすい表現の工夫をした資料の作成と説明を期待します。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>○自己評価は全職員参画のもと行われ、各部署で検討し評価決定員会で最終分析と検討がされています。</p> <p>○質の向上に対しては、アセスメント会議や部署会議、職員会議で職員全体で共有されています。</p> <p>○ケース会議や人事考課会議でPDCAサイクルに基づいて質の向上への取り組みが行われています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の会議で前回の第三者評価を分析し、明確になった課題への改善策が策定されています。</p> <p>○具体的には虐待防止マニュアルの見直しと共に養育マニュアル作成会議を重ね、現在、養育マニュアルの改訂に取り組んでいます。今後、さらなる質の向上への取り組みが期待できます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> ○施設長の責任は運営規程や職務分掌表に明記され、児童の安全のために積極的に取り組むという姿勢が職員会議や子どもたちの前で表明されています。 ○防犯や災害等非常時の役割と責任も明確に表明されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<コメント> ○遵守すべき法令として、特に虐待や個人情報に関する研修は力を入れて行われています。 ○施設長は重要な法令に関する職員への周知への取り組みは行われていますが、幅広い法令のリストまでは作成されていません。法令のリスト化などされ、職員の周知がより浸透することを期待します。		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○施設長は様々な研修や会議に参加し、養育・支援の質の向上への取り組みへの指導を行っています。 ○施設長は自己研鑽として、社会的養護の研修に参加し職員への指導に役立っています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<コメント> ○法人全体で経営の改善や業務の実効性に向けた人事労務の分析を行い、施設に反映されています。 ○職員が働きやすい環境については、将来構想委員会や運営会議で検討する仕組みが構築され、施設長は具体的な活動に積極的に参画しています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント> ○福祉サービスの質の向上のために、必要な福祉人材の確保と育成に関する方針が明確であり、具体的な計画が実践されています。 ○社会福祉士や精神保健福祉士、保育士など福祉専門職の資格取得への支援が組織的に行われており、職員の働く意欲につながっています。 ○人材育成のため、経験年数に応じた研修プログラムが実践され、職員の外部研修参加への計画的な取り組みが行われています。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○期待する職員像はキャリアデザインハンドブックに明記され、職員会議で施設長から周知されています。</p> <p>○人事管理や人事基準は明確で、人事考課制度が実践されています。人事考課制度はキャリアパス評価シートで個人の目標が明確にされ、フィードバックシートを活用し面接が行われています。</p> <p>○人事考課制度は、職員に研修で周知し、評価者研修も行われています。職員の意向や目標は人事考課制度の中に組み込まれ、働くための職員の意欲へつながっています。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の意向は職員アンケートを実施し、その後の面接や人事考課制度面接で職員の意欲につながる取り組みが行われています。</p> <p>○有給休暇取得のために組織的取り組みや事業所内保育所を設置し、働きやすい職場環境整備の取り組みが行われています。</p> <p>○旅行補助や職員の心身の健康援助のためソウェルクラブ加入など職員のワークバランスに配慮されています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○人事考課制度で職員一人ひとりに応じた目標が設定され、定期的な面接を実施し目標に対する達成度の把握がされています。</p> <p>○キャリアデザインハンドブックを活用することで、施設として必要な知識や大切にしたい価値観について見直す機会となっています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>○法人内の研修と施設内の研修は、研修企画委員により企画、実行、評価がおこなわれています。</p> <p>○新任職員研修やサポーター研修、リーダー研修など段階に応じた研修が企画され実践されています。</p> <p>○外部研修への参加は職員に参加したい研修のアンケートをとり、過去の研修参加も一覧表で管理し職員全員が研修に参加できる体制があります。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>○研修は法人の研修委員と施設の研修委員が協力し、企画会議を行い体系化された研修が行われています。</p> <p>○新任職員チェックリストを活用し、新任職員に対しサポーター職員を決め、OJTが適切に行われる体制があります。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>○実習指導者を配置し、実習受け入れが積極的におこなわれています。</p> <p>○保育士、社会福祉士の実習の受け入れを行っており、実習指導者は研修を受け専門的な実習プログラムが作成されています。</p> <p>○実習に対する基本姿勢は文書に記されていますが、受け入れマニュアルとして明確な書類はありません。マニュアルの整備を期待します。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> ○ホームページで理念や基本方針が明示され、事業計画や予算、決算など公開されています。 ○外部評価は公開され第三者評価もホームページでリンクしてすぐ確認できる状況です。 ○地域向けの広報誌として「かわらばん」が今年度作成され、地域への広報の手段として期待されます。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> ○施設の経理等に関するルールは明確で、職員会議で表明し周知されています。 ○公認会計士による外部監査を受け、指導や指摘事項などはホームページに公表されています。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント> ○養育マニュアルで関係機関や外部との連携について手順等が明確になっています。 ○接遇マニュアルで地域への対応が明確になっており、職員と子どもは地域の子ども会や行事に参加しており、地域交流への積極的な取り組みが行われています。 ○年1回の地域交流会の時は地域より1,200人が参加し、ボランティア100人が参加するなど、地域交流の積極的な取り組みが行われています。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> ○ボランティア受け入れは積極的に行い、ボランティア保険にも加入しボランティアをサポートする体制があります。 ○ボランティアの受け入れは、施設の概要や注意事項を説明し子どもへの配慮を行っています。マニュアルを作成し、受け入れに関する基本姿勢や保護者や子ども、ボランティア等への事前説明の仕組みなど明確にされることが望まれます。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
○養育・支援に関して、小学校や児童相談所との連携が日常的に行われています。 ○定期的なケース会議や学校との連絡会が実施され、また、学校の先生が施設に来てレクリエーションなどを行い、子どもと触れ合う機会があります。 ○地域の社会資源の連絡先は一覧表に整理されていますが、職員への周知に工夫が必要です。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<コメント> ○施設は親対象の「ほっとサロン」、親と子ども対象の「抱っこボックス」、総称「エンジェルサロン」など開催し、子育てに悩む地域住民の生活を支援しています。 ○大刀洗町として、地域が協力しての防災訓練等は実施されていませんが、法人として地域の防災訓練に参加しています。 ○ふくおかライフレスキュー事業参加のため、職員は講習を受け準備しています。 ○地域の町づくり活動として、大刀洗町との意見交換会に参加しています。意見交換会は今年度から開始され、今後の活動に期待されます。		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○法人全体で地域福祉ニーズ把握のための活動を行っており、民生委員・児童委員との話し合いも行われています。</p> <p>○今後、民生委員・児童委員や地域の話し合いが充実して行くことが期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○事業計画やキャリアデザインハンドブックをもとに職員会議などで職員に周知しています。</p> <p>○職務実践のマニュアルがファイルに整備、職員に配布され必要に応じ適切にその内容は更新されています。</p> <p>○職員行動指針や虐待防止規定、就業規則などを通して、子どもを尊厳する姿勢を職員に周知しています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシーについては、職員行動指針などを活用し職員に周知しています。</p> <p>○施設的环境もプライバシーが守られるように工夫され、入浴や居室の個別化を図っています。</p> <p>○施設での生活上のルールブックは子どもに配布され、画一的でなく子どもに応じて分かりやすく、子供の成長に応じて編集されています。</p> <p>○職員と子どもは、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）を毎年受けることで取り組みを強化しています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○ホームページやパンフレット、DVDなどを活用し施設の方針などを公表しています。</p> <p>○保護者へは、年2回施設からの便りを作成し子どもの生活状況の情報を提供しています。</p> <p>○見学希望者にはDVDやパンフレットで施設の概要や方針を説明しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>○保護者宛の文書に、施設の基本的立場が示されており、自立支援計画に保護者との関わりの経過が示されています。アセスメントは子どもの生活全般の情報や意向について記載されています。</p> <p>○自立支援計画は子どもや親の意向を反映して作成されていますが、計画書に対しての同意は得ていません。同意を得るための工夫を期待します。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○退所した子どもの生活支援のために、施設独自で作成した調理事例集や市販の新社会人向けのヒント集を渡して支援しています。</p> <p>○家庭支援相談員、施設支援専門員が配属され関係機関と連携しています。</p> <p>○退所時のフォローについて文書や口頭で説明していますが、すべてのケースで文書を渡しているわけではないため、情報提供の方法や充実に期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもアンケートや子ども会議で意見を把握した内容を職員会議で周知することで、子どもの意向は養育・支援に反映されています。</p> <p>○日常生活に関する子どもの意向について意見を聞き、子ども会議で話し合いを持って解決しています。</p> <p>○子ども会議は日常生活の問題に対し、子どもが主体で解決できるよう職員はサポートしています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>○苦情解決の記録は整備され、第三者委員にも公表されています。</p> <p>○子どもの苦情・意見については、子ども会議で議題にして解決しています。</p> <p>○意見箱は設置していたが、子どもに壊された、中傷的な意見が多かった理由で現在は設置されていません。幅広い子どもの意見を得るために、設置の工夫を期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもが相談や意見を述べることについては、ルールブックや権利ノートで子どもに周知し児童相談所と連携しています。</p> <p>○子どもには権利ノートの他に施設で生活するためのルールブックが配布されています。ルールブックは一律でなく年齢に合わせた物が作成され、分りやすく説明する取り組みが行われています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども会議やアンケートでの意見などについては、部署会議で検討し速やかに子ども会議でフィードバックされ、必要時は心理士が介入し対応しています。</p> <p>○職員の対応については、職員全員に配布されているファイルに「苦情・相談の流れ」、「意見・要望等の受付書」が整備され周知されています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>○リスクマネジメントの責任者と体制が明確であり、養育マニュアルや新任研修などで職員に周知されています。</p> <p>○地域の不審者情報も速やかに職員間で共有する仕組みがあり、子どもの安全を守る仕組みがあります。</p> <p>○ヒヤリハットを活用し、安全な取り組みがさらに深化するように期待します。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○感染症マニュアル、養育マニュアルで感染症に対する知識は職員に周知され、手洗いの指導は看護師を中心に職員と子どもにも行っています。</p> <p>○ノロウイルスの対応では、対応キッドを準備し発生時にすぐに対応できるようにしています。</p> <p>○インフルエンザの発生はありましたが、施設でのノロウイルスの感染はなく、施設内での感染と蔓延は確認できませんでした。</p> <p>○個室化が進められる中で、感染症が発生した場合の隔離し静養する部屋も確保されています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○防犯マニュアルや地震のBCP（業務継続計画）が策定され、フローチャートで災害時の職員の対応が明確になっています。</p> <p>○大刀洗町での合同訓練は実施されていませんが、地域の訓練には法人として参加しています。</p> <p>○食料は3日分備蓄され、食事のメニューは3日分作成し実用できる工夫がされています。備蓄の食品は賞味期限が明示され、定期的に入れ替えています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法は養育マニュアルに明文化されています。</p> <p>○養育マニュアルはファイルに綴じ、全職員に配布し職員に周知することで、支援の全ての場面で活用する取り組みが行われています。</p> <p>○養育・支援の実施については、ケース会議や部署会議などで確認する仕組みがあります。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の方法は、部署会議や職員会議などで定期的、必要に応じて見直しをする仕組みが確立しています。</p> <p>○心理アセスメントの実施やケース会議などで子どもの意見や職員の支援方針を確認することで自立支援計画の内容に反映しています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより養育・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設独自のアセスメントツール（問題解決目的の多方面分析を支援する手順書）を用いてアセスメントし、自立支援計画に反映されています。</p> <p>アセスメント票と児童自立支援計画票には、子どもの状況や保護者の状況、児童相談所の役割など詳しく記載され、子どもの具体的なニーズが反映されています。</p> <p>○アセスメントは入所時、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月で行われ、心理士や栄養士、看護師などの専門職が協働して作成し、児童相談所との協議が行われています。</p> <p>○自立支援計画に基づいた記録が「園-SIEN」（施設業務管理ソフト）やケース記録にされ、部署会議や職員会議で職員間の共有がされています。</p> <p>○自立支援計画の実施については、ケース会議や部署会議で検討され実施についての確認する仕組みがあります。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に養育・支援実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画の見直しの手順は明文化され、定期的及び緊急時など各専門職の関りで計画の変更に対応する仕組みがあります。</p> <p>○自立支援計画の見直しは、ケース会議や部署会議で検討され最終的には運営会議で明確にされています。</p> <p>○自立支援計画の内容や変更については、「園—SIEN」（施設業務管理ソフト）というソフトを利用し、全職員間に周知されています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育や支援の実施記録は「園—SIEN」（施設業務管理ソフト）を使い適切に管理され、メール報告も活用し全職員が共有できる仕組みが整備されています。</p> <p>○職員によって記載内容・表現に差異が生じないように、記録についての研修は新任研修、養育研修での記録の勉強会、OJTを通しての指導がされています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○個人情報の取り扱いに関する規程に基づいて、記録の保管、保存、廃棄など適切に行われています。</p> <p>○施設で使用する書類は全て、保存期間などが明記された専用の保管箱で管理されています。</p> <p>○職員のSNS（電子情報収集・電子意見交換等）利用についてのマニュアルは整備され、施設のパソコンの接続には、職員個々のパスワード及び職責に応じたアクセス権が設定されています。</p>		

内容評価基準（41項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の内容についてはケース会議や職員会議で振り返りが行われ、職員間で共通理解が図られています。</p> <p>○職員へのスーパービジョンはサポーター制度や基幹的職員の配置、外部講師による研修を受けるなど環境が整備されています。</p> <p>○子どもとの面接は子どもの振り返りチェックリストを活用し、子どもが肯定感を持てるように行われています。</p> <p>○新任職員にはチェックリストを利用した毎月の面接や日々の振り返りを行う機会が作られています。</p>		

A②	A-1-(1)-② 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの生い立ちや告知については施設内で検討され、必要の際には児童相談所と連携して行われています。</p> <p>○子どもの発達状況に応じて事実を伝え、その進捗状況や子どもの状況はメールや職員会議などで共有が図られ、適切にフォローできる取り組みが行われています。</p> <p>○母子手帳は看護師が管理することで、子どもに必要な内容を説明できる状況が作られています。</p>		
A-1-(2) 権利についての説明		
A③	A-1-(2)-① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>○施設独自で年齢に応じた権利ノートや慈愛園ルールブックを作成し子どもに配布しています。</p> <p>○子ども会議で慈愛園ルールブックを活用し、権利や人権について説明をしています。</p> <p>○職員と子どもはCAP（子供への暴力防止プログラム）を受講することで権利について学ぶ機会があり、理解するための取り組みが行われています。</p>		
A-1-(3) 他者の尊重		
A④	A-1-(3)-① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○法人内他施設との交流する仕組みがあり、乳幼児から障がいをもった子どもまで身近に接する機会となっています。</p> <p>○子どもたちが地域のスポーツクラブに参加することを奨励し、送迎を支援するなど参加継続のための工夫がされています。</p> <p>○発達障害のある児童に対して、担当職員を中心とした個別的な関わりを工夫し、学校と協議し連携することでお互いを認め合う、尊重するような働きかけが行われています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待対応		
A⑤	A-1-(4)-① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めするような行為を行わないよう徹底している。	a
<p><コメント></p> <p>○虐待防止対応規程や職員倫理規程、行動指針を定め、職員に虐待防止について周知しています。</p> <p>○就業規則には体罰等の禁止を明記し、規定に基づき厳正に処分する仕組みが整備されています。</p> <p>○虐待に関する研修は全職員参加し、事例等の内容を検討して行われ虐待防止の行動を促しています。</p>		
A⑥	A-1-(4)-② 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○「虐待」という言葉で済ませず、何が虐待に当たるのか、日々の暮らしの中の場面を捉え意見を出し合い、そういうことを起こさないよう取り組んでいます。</p> <p>○子ども、職員はCAP（子供への暴力防止プログラム）に参加し、人との関わりにおいて良い例、悪い例を学習する機会があり、自分自身を守るための知識として身に付ける機会になっています。</p>		

A⑦	A-1-(4)-③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
<p>○被措置児童虐待マニュアルで届け出・通告制度が明確にされ、迅速に対応できる体制が整備されています。</p> <p>○虐待対応防止規程は職員全員に配布され、いつでも活用できるような取り組みが行われています。</p> <p>○被措置児童虐待の届出・通告制度について、子ども自ら訴えができるような説明の工夫が望まれます。</p>		
A-1-(5) 思想や信教の自由の保障		
A⑧	A-1-(5)-① 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○カトリックの信仰が母体にあります。他の信仰を持つ家庭からの入所児の受け入れもあり、思想や信教については自由を保障しています。</p> <p>○保護者の思想・信教から子どもを守る仕組みとして、子どもの権利が損なわれないための、職員間で話し合う場や研修の充実を期待します。</p>		
A-1-(6) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑨	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>○入所時の対応は養育マニュアルに明記され、マニュアルは各職員が携帯し活用できています。</p> <p>○職員は法人内の施設外向プログラムにより、他施設で入所児童と関わることになり、居住先変更に伴う児童の精神的動揺が軽減されています。</p> <p>○乳児園からの措置変更の場合は、職員との慣らしの機会を作り分離不安軽減に取り組んでいます。</p>		
A⑩	A-1-(6)-② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども会議で子どもの意見を聞き、部署会議や職員会議で職員が共有することで生活全般の改善に取り組まれています。</p> <p>○入浴などの日課は、子ども会議で話し合い決定するなど子ども主体での取り組みを支援しています。</p> <p>○子どもアンケートを毎年行い、子どものニーズを把握し養育・支援に活かす仕組みがあります。</p>		
A-1-(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑪	A-1-(7)-① 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもから地域のスポーツ活動、サークルに参加希望を受けたときには、まずは体験を利用し、自分で考えた後、正式に参加する仕組みになっています。</p> <p>○実際にスイミング、空手、体操、サッカー、塾など多くの活動に子どもが主体的に参加できる支援が行われています。</p> <p>○日常生活の日課は、子どもたちが話し合いで決定する支援が行われています。</p>		

A⑫	A-1-(7)-② 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○小遣いについては小遣い帳をつけ、中高生は自分たちでやり繰りをして遣っており、小学生は発達に応じて職員と一緒に買い物に行くことで、金銭感覚が身につくような支援が行われています。</p> <p>○子ども会議や個別に生活費の話し合いがされています。自立支援のための、一定の生活費の範囲内で生活することを学ぶプログラムまでは実施されていません。今後プログラムの検討を期待します。</p>		
A-1-(8) 継続性とアフターケア		
A⑬	A-1-(8)-① 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○家庭復帰については、児童相談所や市町村などの関係機関と連携を取り見守る体制が作られています。</p> <p>○施設内には退所者が宿泊できる部屋が用意されています。年間を通して多くの利用がされています。</p> <p>○退所児童を地域交流会に招待し、家庭復帰後の生活把握の機会としています。</p>		
A⑭	A-1-(8)-② できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○進学や就職において可能な限り措置延長を行い、大学に通っている卒園生に住まいとして職員寮を無償で提供し、自立に向けた取り組みなど行われています。</p> <p>○自立支援計画に挙げられている本人の将来の希望に応じて、その実現へ向け支援しています。</p> <p>○奨学金の一覧表を作成し、本人に合う奨学金の検討やアルバイトなど活用し目標達成への支援が行われています。</p>		
A⑮	A-1-(8)-③ 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○退所後のアフターケアは担当職員が配置され、児童相談所や行政機関、民間機関との連携が行われています。</p> <p>○地域交流会の招待や自立支援プログラムで退所者と入所児童との交流会が行われています。</p> <p>○退所者に宿泊の場を提供し、再就職の支援や里帰りの機会を作る支援が行われています。</p> <p>○退所者に施設が作成した「調理実習例」を渡して、生活作りを支援しています。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑯	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>○ケース会議やアセスメント会議で、成育歴や入所経緯について職員間で共有しています。</p> <p>○日々の様子については「園-SIEN」(施設業務管理ソフト)で情報の共有を図り、支援の検討を行っています。一人の職員の判断でなく多方面からの情報・意見が寄せられることになり、子どもたちの行動理解につながっています。</p> <p>○子どもアンケートをもとに面接を行い、子どもの気持ちを受け止める支援が行われています。</p>		

A⑰	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○各棟には職員の勤務が顔写真で貼り出されており、子どもたちは職員の勤務予定が判り安心できる環境を作っています。</p> <p>○子ども一人ひとりに1週間の生活プログラムが作成されており、予定変更については職員と子どもが話し合うことで確認しています。</p> <p>○担当職員を中心に個別的に関わる時間を確保し、不安を感じている幼児については寝入るまで職員が添い寝などしています。</p>		
A⑱	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○基本的な生活の流れはありますが、それを一律に押し付けるのではなく個人の気持ちを大切に、可能なことであれば子どもと一緒にプログラムを変更しています。</p> <p>○日常の支援では、子どもの自尊感情を高めるため褒めることを大切にしています。また、養育マニュアルをもとに見守りや寄り添いを大切にした支援が行われています。</p>		
A⑲	A-2-(1)-④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの発達に応じた学習環境の保障のために、特別支援学級や特別支援学校、聖ヨゼフ園の発達外来など社会資源が活用されています。年齢や発達段階に応じたプログラムを作成され、施設内の保育がさらに充実することを期待します。</p> <p>○子どものニーズに応えられない場合には、できないで済ますのではなく納得できる説明が行われ代替案が示されています。</p>		
A⑳	A-2-(1)-⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○ルールブックは子どもたちの年齢に応じて複数準備し、年齢に応じて写真や絵など視覚を利用し分かりやすく作成されています。</p> <p>○地域行事などには職員と一緒に参加し、社会ルールのモデルとなるように振舞っています。</p> <p>○施設全体が明るい雰囲気になるように接遇マニュアルが活用されています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A㉑	A-2-(2)-① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○食事に関する子どもの嗜好やアレルギーなど食事ファイルとして整備され、その活用により全職員が全入所児の食事に関する情報を共有しています。</p> <p>○施設の方針として、美味しく楽しくをテーマに食事を提供しており、食事時間の配慮や陶器の食器使用、盛り付けの工夫など行われています。</p> <p>○クラブ活動や習い事、アルバイトなど行っている子どものために、各棟で食事を管理し適温食が提供されています。</p>		
A㉒	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>○嗜好調査を定期的に行い、日常会話からも子どもの食べたいものを聞き取り、献立に反映されています。</p> <p>○栄養士が栄養計算に基づき年齢ごとに発育に適した食事量を提供しています。病気のある子どもにも、嘱託医や看護師と連携して健康状態に配慮した食事が提供されています。</p> <p>○小規模の施設では栄養士と連携し、子どもの声をすぐに反映させる献立の工夫も行われています。</p>		

A⑳	A-2-(2)-③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの「食」に関するデータは栄養士がパソコン上に管理しており、全職員が確認し共有できる仕組みになっています。</p> <p>○職員は年齢や発達に応じて、子どもと一緒に食事を作り、後片付けをするなどの支援が行われています。年齢に応じ、食事に関係するルール、マナーが身に付くよう支援されています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A㉑	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
<p><コメント></p> <p>○衣類は季節ごとに整理され、衣替えやアイロンがけは子どもの見えるところで行い、習得できるような支援が行われています。</p> <p>○衣類の購入は年齢に応じて子ども自身、もしくは職員と一緒にいき、好みに合わせて購入する機会を設けています。子どもの希望する商品を購入するために、数店舗を回り購入する場合があります。子どもの希望に応じられない場合には、子どもが納得いくような説明をしています。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A㉒	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設の整備は生活環境委員会を中心に行われ、破損や修繕、植木の剪定などは職員及び業者に依頼し、子どもが生活する適切な環境になっています。</p> <p>○居室内の家具の配置や飾りなどは子どもの意見をくみ取りながら、温かい雰囲気と安全面を考慮して行われています。</p> <p>○トイレや洗面所の高さは年齢に応じた高さになっていますが、小学生の洗面所の高さが身長の高い高学年には低く感じます。改築が計画されていますので、配慮を期待します。</p>		
A㉓	A-2-(4)-② 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○中学生以上は2人部屋ですが、家具の配置など工夫し個人の空間、居心地のいい空間づくりに努めています。</p> <p>○子ども会議で意見を聞き、子どもの意見を尊重した空間づくりへの支援が行われています。</p> <p>○小規模では個室で少人数での養育を行う環境が提供されています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A㉔	A-2-(5)-① 発達段階に応じ、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○養育支援マニュアルに沿って健康状態の確認や手洗い、うがいの習慣、身だしなみなどが見につく支援が行われています。事故防止のため、観察の必要な子どもに対しては日頃から気を配って関わっています。</p> <p>○施設内外の遊具は定期的に点検を実施し、危険箇所については会議で検討するなど安全管理に取り組まれています。</p> <p>○理美容については、近隣の理美容の利用やボランティアによるカットなどが選択できる環境が整備されています。</p>		

A⑳	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○看護師による嘱託医や医療機関との連携が行われ通院記録、予防接種の記録、健康診断の記録は健康記録に記載されています。</p> <p>○心理士が現場職員の要請に応じ、随時関わりを持つことで心理面での健康にも対応する仕組みになっています。</p> <p>○職員会議で医療に関する研修を全職員対象に実施し、受診や服薬について看護師と職員が連携して対応しています。</p>		
A-2-(6) 性に関する教育		
A㉑	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p><コメント></p> <p>○日常生活の会話の中で、発達の状態に応じて個別に対応する支援が行われています。</p> <p>○小学生に関してはプライベートゾーン(实际的・心理的に侵されたくない大切にしたい自分だけの場所)の学習や、入浴も小グループや個別で行うなど配慮しています。</p> <p>○外部講師を招いて生と性の研修会や施設のこれからのプロジェクトの取り組みの中で性教育について話し合われています。</p> <p>○CAP(子どもの暴力防止プログラム)に性についての項目があり、職員と子どもは学ぶ機会があります。</p>		
A-2-(7) 自己領域の確保		
A㉒	A-2-(7)-① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもが日常的に使用するものや身につけるものは個人所有であり、保管できるタンスなどが整備されています。</p> <p>○幼児についても自他の私物の区別が付くように、子どもの写真やアンパンマンなどのキャラクター、ハートなどの絵を用いてわかりやすく工夫されています。</p> <p>○私物とプライベートゾーンは同じ観点から、大切なものとして取り扱うよう子どもに説明しています。</p>		
A㉓	A-2-(7)-② 成長の記録(アルバム等)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
<p><コメント></p> <p>○成長の記録はアルバム係が現像や整理を行い、年齢に応じて子どもと一緒に作成しています。アルバムの管理は年齢によっては、写真の紛失や傷んでしまう場合があるため、子どもがいつでも見ることができる状態で職員が管理しています。</p> <p>○アルバムには施設行事など施設の生活を記録したアルバムと個人の成長を記録したアルバムの2つが用意されています。</p>		
A-2-(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A㉔	A-2-(8)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの行動上の問題に対しては、必要に応じて児童相談所と連携して対応する仕組みがあり、有効に機能しています。</p> <p>○職員一人に対応せず部署会議、ケース会議などの場で、職員間で問題を共有し解決へ向けて支援する仕組みがあります。</p> <p>○職員を孤立させず支援していく仕組みがあるため、職員の在職年数が長く、職員が安定して働きやすい環境となっています。</p>		
A㉕	A-2-(8)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○いじめや差別など権利侵害を起こさない施設を目指し、職員・児童を含む法人全体で取り組んでいます。そのためにCAP研修やツールを用意しています。</p> <p>○問題が起こったときには子ども会議や部署会議を行って対応を考えています。</p>		

A③④	A-2-(8)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
<p><コメント></p> <p>○必要に応じ、児童相談所と連携して対応しています。万一に備えて警備会社や警察との連携も取っています。</p> <p>○男性職員を1名、毎日宿直に入れるなど勤務にも配慮しています。</p>		
A-2-(9) 心理的ケア		
A③⑤	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○新規の入所児童へのアセスメントには心理士が同席しています。</p> <p>○自立支援計画書には心理士によるコメント欄があり、心理面での支援方向が記載され、職員間で共有する仕組みがあります。</p> <p>○心理の日は必要な子ども以外にも週に1回、希望する子に「ひだまりの日」として設定されています。</p> <p>○心理士の部屋は施設本体から離れた場所に設けられており、その往復が子どもたちの心を鎮める効果があり、子どもにとって良い環境になっています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A③⑥	A-2-(10)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○各自の机を準備して環境を整え、職員も見守りながら学習に取り組んでいます。受験生には個室を用意するなどの配慮がなされています。</p> <p>○学校と連携しての学習支援は、学力の改善と同時に教師と子どもたちとの関係作りにも役立っています。</p> <p>○小学生は班登校で行われますが、1年生は登校に慣れて安全が確保されるまでの期間は職員と一緒に登校するなど通学の支援が行われています。</p>		
A③⑦	A-2-(10)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援プログラムで自立についてのチェックシートがあり、中卒児童や高校中退児童にも自立支援を行っています。</p> <p>○利用可能な奨学金制度を紹介すると共に、児童の状況に応じて本人に適切な制度利用へ向けて支援しています。</p>		

A③⑧	A-2-(10)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○職場実習や体験は支援団体「TATSUMIの会」の協力を得て、全部で20ヶ所近くある実習先から、毎年5~6ヶ所を選んで、子どもたちが選択して体験できる環境があります。</p> <p>○高校生たちにはアルバイトで得たお金を、携帯利用料など自身の趣味活動費用に当てるような養育がされています。</p>		
A-2-(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
A③⑨	A-2-(11)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○年に2回の保護者への便りを通じて、子どもの事を細かく伝える機会を作っています。年度初めに学校や幼稚園の年間スケジュールを保護者に渡し学校行事への参加を促しています。</p> <p>○帰省中の家庭には帰省中の生活が支障なく過ごせるよう状況を確認する電話を入れています。</p> <p>○一時帰宅できない児童へは精神面で配慮し、一時帰宅した児童は、それぞれに問題を抱えて帰ってくる場合があるので帰園後の変化を見逃さないよう配慮しています。</p>		

A-2-(12) 親子関係の再構築支援		
A④⑩	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○児童相談所の親子きずな再生事業の活用と、児童相談所や保護者も含めた関係者会議を開き親子関係の再構築への支援が行われています。</p> <p>○一時帰宅したことで親子関係を複雑にする場合もあり、個別に何が最善の利益なのか試行錯誤しながら取り組んでいます。</p> <p>○親子生活訓練室を用意することは今後の課題とされています。</p>		
A-2-(13) スーパービジョン体制		
A④⑪	A-2-(13)-① スーパービジョンの体制を確立し、施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○スーパーバイズする職員の役割や研修課題は、キャリアデザインハンドブックで明確にされ研修が行われています。</p> <p>○職場に求められる職員となるために、自身のスキルアップに真剣に取り組む職員であれという意識が職員間で共有されています。</p> <p>○新入職員はチェックリストにより自己点検し、面接や振り返りの機会がありスーパービジョンを受ける体制があります。</p>		